

大阪府ドクターへリ運航要領

(令和4年7月改定版)



大 阪 府
大阪府ドクターへリ運航調整委員会

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
(1) ドクターへリ	1
(2) 基地病院	1
(3) 救急現場	1
3. 運航体制	1
(1) 事業主体	1
(2) 基地病院	1
(3) 関係機関の相互協力	1
(4) 大阪府ドクターへリ運航調整委員会	2
4. 運航に関する基本的事項	2
(1) 運航日及び運航時間	2
(2) 出動対象地域	2
(3) 気象条件	2
5. ドクターへリの装備及び搭乗者等	2
(1) 積載医療機器	3
(2) 積載無線機	3
(3) 搭乗者	3
(4) 搬送人員	3
6. 基地病院の体制	3
(1) ドクターへリの配備場所	3
(2) 運航管理室及び運航管理責任者	4
(3) 操縦士等待機室及び操縦士並びに整備士	4
(4) 搭乗する医師及び看護師	4
(5) 受入体制の確保	4
7. 救急現場（山間部等及び高速道路上を除く）と医療機関との間の運航	4
(1) 要請	4
(2) 出動	5
(3) 処置及び搬送	6
(4) 収容	8
8. 山間部及び海上など特別の対応が必要な救急現場と医療機関との間の運航	8
(1) 要請の判断と出動要請	8
(2) 特別な離着陸場所の選定	8
(3) 救急現場の位置等についての連絡	9
(4) 救急隊及び支援隊未到着時における着陸の特例	9
(5) 救急隊及び支援隊未到着時における処置・搬送の特例	9
(6) 消防・防災ヘリ等による救助との連携	9
9. 高速道路上の救急現場と医療機関との間の運航	9
(1) 適用	10
(2) 安全管理	10
(3) 離着陸場所候	10

(4) 要請	10
(5) 離着陸場所の決定及び安全確保	11
(6) 出動	12
(7) 救急搬送方法の変更	13
(8) 処置及び搬送等	13
(9) 消防機関相互の協力連携	13
1 0. 施設間の運航	13
(1) 要請及び要請に先立って必要な調整	14
(2) 出動	16
(3) 搬送	16
1 1. 医療スタッフの緊急出動	17
(1) 要請	17
(2) 出動	18
(3) 緊急離着陸と離着陸場所からの移動手段の確保	18
(4) 通常運航の一時停止	18
(5) 交代・応援等の必要措置	19
1 2. 災害時の運用	19
(1) 大阪府域で発生した災害への対応	19
(2) 関西広域連合管内で発生した災害への対応	19
(3) 広域災害への対応	20
(4) 災害時の運用の原則	23
1 3. ドクターへりと関係機関との連絡手段	23
1 4. 訓練等	24
1 5. 検証評価	24
1 6. ドクターへり運航に伴い生じた問題への対処	24
1 7. 地域の協力体制づくり	24
1 8. 搬送適応外について	24
1 9. ドクターへりの広域活用について	25
大阪府ドクターへり関係連絡先一覧／和歌山県ドクターへり関係連絡先一覧	26
別紙1－1 ドクターへり出動要請最終時刻表（大阪府）	27
別紙1－2 ドクターへり出動要請最終時刻表（奈良県）	28
別紙1－3 ドクターへり出動要請最終時刻表（和歌山県）	29
別紙1－4 ドクターへり出動要請最終時刻表（滋賀県）	30
別紙1－5 ドクターへり出動要請最終時刻表（京都府）	31
別紙2 要請元消防本部（局）一覧	32

別紙3	大阪府ドクターへリ出動基準及びキーワード -----	33
別紙4	搬送先医療機関（救命救急センター、災害拠点病院、協力病院等） -----	38
別紙5	運航対象高速道路路線名 -----	39
別紙6	連合管外の広域災害時における支援出動範囲（大阪府ドクターへリの場合）---	40
別紙7	広域災害時における要請表 -----	41